

大分県報

令和七年
第六五一号
十月二十四日

（金曜日）

目次

告示

道路の供用開始（四件）……………二
建築基準法による道路位置の指定……………二

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

公安委員会告示

指定講習機関の住所変更……………三

公告

落札者等の公示……………三

○告示

大分県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。
その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置
いて一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和七年十月二十四日

大分県報（告示）

一

道路の種類及び路線名		供用開始区間	供用開始年月日
県道飯田高原中村線		玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二四番 二一四から 玖珠郡九重町大字田野字馬渡一六一〇番三三 まで	令七・一〇・二四
道路の種類及び路線名		供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号		豊後高田市玉津字浜二一四八番七から 豊後高田市玉津字白萩二〇九三番四まで	令七・一〇・二四
大分県告示第四百五号			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 いて一般の縦覧に供する。			
令和七年十月二十四日			
道路の種類及び路線名		供用開始区間	供用開始年月日
県道文珠山浜線		国東市国東町来浦字カヂヤゾノ一二七九番四 から 国東市国東町来浦字カヂヤゾノ一二七五番七	令七・一〇・二四

まで

大分県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道国東安岐線

国東市安岐町下原字竹ノ中二二九番一地从
から
国東市安岐町下原字ミナト二四七一番一九ま
で

令七・一〇・二四

大分県告示第四百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和七年十月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

別第六―八号

速見郡日出町大字豊岡字神上
三二九八番一

令七・十・一

メートル
五・四九
五・二〇

メートル
三五・〇〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による令和七年十月十八日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年十月二十四日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数 一八、四五一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一五、三一六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、二八三人
別府市	三〇、八三三人
中津市	二二、一三五人
日田市	一六、八七〇人
佐伯市	一八、四六九人
臼杵市	九、九九六人

津久見市	四、四二七人
竹田市	五、四六二人
豊後高田市	五、八九一人
杵築市	七、五〇五人
宇佐市	一四、四六三人
豊後大野市	九、二〇七人
由布市	九、二五二人
国東市・姫島村	七、七四六人
日出町	七、七一二八
九重町・玖珠町	六、二六二人

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第108号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定による指定講習機関の住所について変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月24日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

1 佐伯自動車学校

名 所	称	一般財団法人佐伯自動車学校
	変更前	佐伯市6785番地
住 所	変更後	佐伯市新女島一丁目6785番地1
	変更年月日	令和7年9月16日

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
令和七年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
大分県庁舎清掃業務等委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェイレック別府支店 取締役支店長 白 倉 宏 直
別府市新港町五組一番七百五号
- 五 落札金額
三百六十八万三千九百円（委託料の月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和七年七月十五日